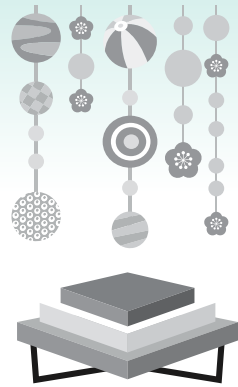


# 埼玉だより



保険証の提示で  
お得なサービスが  
受けられます▶



職場内で回覧をお願いいたします。

## お知らせ



%

令和4年度の  
協会けんぽ埼玉支部の**保険料率**は引き下げとなります

健康保険料率 9.80% 令和4年3月分(4月納付分)から **9.71%**

介護保険料率 1.80% 令和4年3月分(4月納付分)から **1.64%**

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。  
※賞与については、支給日が令和4年3月1日から変更後の保険料率が適用されます。  
※保険料額表は協会けんぽのホームページでご確認いただけます。

保険料額表の  
ダウンロードなど  
詳しくはこちら▶



## 令和4年度 健康診断のご案内

健康診断について  
詳しくはこちら▶



協会けんぽでは、年度内1回に限り健診費用の一部を補助しています。健康保持のためにも年に1回は健診を受け、健康状態をチェックしましょう!

対象者	被保険者(ご本人)様	被扶養者(ご家族)様
健診の種類	生活習慣病予防健診	特定健康診査
対象年齢	35歳 ~ 74歳	40歳 ~ 74歳
案内発送時期	令和4年3月下旬頃から順次	令和4年4月
自己負担額	<<一般健診のみの場合>> 最高7,169円	<<埼玉県の場合>> 0円または1,650円 <small>健診機関により負担額が異なります。 受診券に同封される健診実施機関一覧をご確認ください。</small>
健診項目	診察等、問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、便潜血反応検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査	診察等、問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査



### 情報提供サービスのご案内

### 健診対象者一覧をダウンロードできます!

情報提供サービスを利用すると、健診機関への予約の際に必要な保険証の記号・番号・氏名・生年月日、受診できる健診の種類などの情報をご確認いただけます。また、今後新たに加入される従業員様の情報も随時反映され便利です。予約の管理などにぜひご活用ください。  
※予約申込は、直接健診機関へご連絡ください。

### 事前の利用申請が必要です

専用登録フォーム  
から利用申請



協会けんぽ埼玉支部が  
ユーザーID・パスワードを  
発行し、郵送でお知らせ



協会けんぽの  
ホームページより  
ログイン、利用

情報提供サービス  
について詳しくは  
こちら▶





お願い

従業員様のご退職時には

保険証の回収と返却をお願いいたします

退職日の翌日から  
保険証は使えません

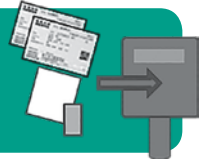


ご退職される方の保険証は、被扶養者（ご家族）様の分もあわせて、必ず回収させていただきますようお願いいたします。

保険証の回収についての  
周知用リーフレットをご活用ください▶



回収した保険証は  
必ずご返却ください



回収した保険証は、「資格喪失届」または「被扶養者（異動）届」に添付し、日本年金機構へ必ずご返却ください。

届出を電子申請でされた場合は、電子申請の到達番号がわかる画面を添付し、ご返却ください。

ご退職  
される方へ



退職後の健康保険

任意継続保険のご案内

任意継続保険について詳しくはこちら▶



退職などにより協会けんぽの被保険者資格を喪失したときは、協会けんぽの「任意継続保険」に引き続き加入することができます。

加入要件

- ① 退職日までに、協会けんぽの被保険者期間が継続して2か月以上あること。
- ② 退職日の翌日から20日以内に、お住いの都道府県にある協会けんぽ都道府県支部に任意継続被保険者資格取得申出書を提出（必着）すること。

注意事項

- ・任意継続保険の加入期間は最長2年間です。
- ・被扶養者となる方がいる場合、収入等を確認する添付書類の提出が必要となります。詳しくは、右上の二次元コードから協会けんぽのホームページをご確認ください。

！ 退職日が確認できる書類の添付でお手続きがスムーズに！

任意継続被保険者資格取得申出書の「健康保険資格喪失証明欄」に事業主の証明をいただくか、退職日の確認ができる証明書を添付いただくと、通常より早く健康保険証を発行することができます。



申出書に事業主の証明をいただくか、

いずれかの証明書を添付してください。

- ① 事業主が証明した退職証明書の写し
- ② 雇用保険被保険者離職票の写し
- ③ 健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届の写し

！ お手続きは郵送で受け付けております

お住いの都道府県にある協会けんぽ都道府県支部に、郵送でご提出ください。

申請書はホームページからダウンロードいただけます▶



全国健康保険協会 埼玉支部  
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒330-8686  
埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2  
大宮情報文化センター（JACK大宮）16階

郵送申請時のあて名は  
〒330-8686  
協会けんぽ 埼玉支部  
のみで届きます！

代表・業務グループ

保険証・保険給付金・任意継続の申請など

048-658-5919

レセプトグループ

交通事故・医療費通知など

048-658-5914

保健グループ

健診・保健指導など

048-658-5915

企画総務グループ

健康保険委員・広報など

048-658-5918